

578 漫録（故伊藤悌治君を憶ふ）

〔法学新報〕第30卷2（338）号 大正9年2月1日

漫録

○故伊藤悌治君を憶ふ

伊藤悌治先生は別項記載の如く旧臘十九日長逝せられた。多年病褥に親しまれたることにて天命誠に已むを得ざることではあるが、清節高き斯の如き人を喪ひたるは遺憾の極と謂はねばならぬ吾人は茲に故人と同窓であつた斯波淳六郎先生並に永く司法部に在りて同僚であられた馬場博士に、それぞれ追想談を拝聴し、之を筆録して読者諸彦と共に故人を偲ふこととしたのである（記者識）

○

法学博士 馬場愿治君

○故伊藤君は確か明治十六年に優等で、――第二席と思ふ、第一席は斯波淳六郎君であつた――東京大学を卒業せられ、其年の八月に太政官から直に高等官たる判事の本官に任せられ、年俸六百六十円を下賜、先づ東京始審裁判所詰を命ぜられた。が併しこれは極めて異数、否な先にも後にも斯る例がなかつたのであつて、当時大学卒業生は二十五円か三十円の判任官より外任命せられなかつたのである。然るに伊藤君は判任官を経過せずして、一躍判事の本官に任せられたのであつた。但し伊藤君と同時に判事に任せられた人にもう一人樋山資之君があつたのであ

る

○聞く所に依れば、一体斯る異数の任命ありたる事情は、何で  
も大学を卒業すると先づ当時の新知識といふので、中々氣焔当  
るべからず。両氏は出仕するにはどうしても控訴院以上でなけ  
ればならぬ、さも無いと任官しないといふ主張であつたらしい。  
それで当局も、それなればそれはまあそうして置いて、兎に角  
任命しやうといふので、兩名共納得して居つた。所が其後愈々  
任命が発表されて見ると、こは如何に、どうも予期に反して始  
審裁判所判事であつたので、其理由を当局に質問に及んだ。す  
ると大木司法卿は之に答へて、控訴院以上の判事は、どうも学  
問あるばかりではいかぬ。経験が之に伴はなければならぬから  
であると言つたそうである

○回顧して見ると、自分は伊藤君よりは二年後の、明治十八年  
に矢張司法官に任ぜられた訳だが、自分等も亦出仕するなら、  
伊藤樋山両氏の先例に依つて直ちに判事に採用されたいもので  
あると申出たことがあつたが、目的を達することにならなかつ  
たのである。それはどういふ次第かといふと、明治十七年に、  
司法省の法学校の卒業生が孰れも皆判事補又は検事補に採用せ  
られ、一人も直ちに高等官たる判事に任ぜられなかつた所から、  
大学の方ばかり、そうする訳にもゆかず、自分等も渋滞ながら  
判任官に出仕したのであつた。然らば何故伊藤君等を直様当時  
高等官に採用したかといふに、是は条約改正其他の関係から、  
司法部の改良―新知識を入れる必要等に原因したものらしい  
が、前後実に例のなき事柄であつた

○それから、伊藤君は東京から仙台始審裁判所に転じ、明治十  
九年東京控訴裁判所詰と為り、東京控訴院評定官と為り、二十  
五年に同院部長に抜擢せられ大に新知識を發揮し、当時の院長  
の信任を得て居られた

○伊藤君は大学に於ては、英法を研究し、仏蘭西語をも学んだ。  
併し独逸語は其当時の大学では教へなかつたが、卒業後之を学  
習し原書に就き独逸法を研究せられ、遂に民事訴訟法正解とい  
ふ書物を著し公にされた。当時此書は中中行はれたものであ  
る

○同君は明治二十七年に大審院判事に補し、大正二年同院部長  
に累進し病氣の爲め願に依り休職と爲つたのであるが、君の在  
職は実に明治十六年八月より大正二年五月までの長きに亘り其  
間僅か一年許り官を辞し家居せられたることあるのみ。それで  
君は正に三十有余年の間全く司法部の爲めに其全力を献けられ  
たるものと云ふべく時恰も司法部の改革を要する時機に際会し  
種種の改良改革に関与せられたることも鮮くなく、君が大審院  
刑事部に在る時の如き、伊藤一人にて裁判を爲すとの評を得た  
る程にて、一時は大審院に於て其重きを爲したものである

○同君は其本職の側ら、或は民事訴訟法調査委員と為り、或は  
屢々司法官並に弁護士試験委員と為り、克く其職責を尽され、  
或は東京帝国大学講師として教鞭を執られたることもあり、特  
に中央大学には其創立以来講師として、又理事として多年尽力  
精勵せられ、其功勞の多大なるは、関係者の等しく認むる所て  
あつて、尚ほ君の功績の一として特筆すべきは、君が多年大審

院民刑事判例編纂に従事し、判例要旨類集を編纂せられ、法律実務家には勿論、苟も法律を研究するものに大なる便宜を与へられたることである

○同君は令夫人と俱に能く書生を愛し、其養成を以て樂みとされて居り、一時は下婢下男なきに拘らず、数人の苦学生を預かり通学せしめたることありといふ。又君は元来多趣味の人で、書画といはず、骨董といはず、盆栽に至るまで、趣味を持ち數百年になるといふ松の盆栽を得て頗る愛翫して居られた。殊に擊劍には多大の趣味を持つて居り、家庭に道場を設け令嬢達にまで之をやらせたこともあつたといふことである。書も中好きで、古法帳を集め時時手習ひして居るのを見受けた。因に云ふが君の令夫人は、従来四五名の召使を置きたるを、断然之を廢め、多くの幼子女あるに拘らず、焚事より洗濯針仕事に至るまで全く自分一人にて今日に至るまで満十四年間之を処理し來られたる実行談ありて、大に世の家婦の龜鑑と為すに足るものあるも、是は余談に属するを以て他日の機会に譲ることにする

○同君は余程珍らしき人で、普通医者知らざる珍らしき特別の医療法を心得て居られた。而も其医療法は三四若くは五六に止まらず、殆ど各種の病症に應用するに足る丈の数を心得て居られたと謂つても過言でない位である。其の中には御まじないに類したるものもあるが、多くは自ら実験せられ功能の顯著なるものであると云ふ。自分も伊藤君より二三の方法を伝習し、自己の病気に試みたが、君の云ふ程はきかざりしよふに記憶する。同君は元來信仰力に富み、一度其療法を是認せんか、それ

を信じて疑はぬ所から、自家の病氣には、それが又能くきいたやうである

○所が同君は学生時代より、どういふものか、顔色の余り善き人でなかつた。友人間には葬式顔と呼び做すを常とした。多分故奥田君の命名らしいが、知人の葬式にて逢ふ毎に、今次は伊藤の番である杯とからかつたものである。然るに命数は不思議なもので、からかつた奥田の方が先きに逝き、からかはれた葬式顔の同君の方がズツト後まで残つたのである

○同君は晩年古典並神道の研究に力を傾け、彼の川面凡兒先生の稜威会及び古典攻究会を、或は顧問或は評議員として熱心に補助する所あり。又國民思想問題に付ては深く信ずる所あつて、其指導に付きて大に努力せんとして居られたが、惜哉四年前より病魔に侵され、常に病褥に在り、其志を遂ぐるに及ばずして逝去せられたのは、邦家の為め、寔に哀悼痛惜の極みである

○ 法学士 斯波淳六郎君

○故伊藤君のことに付て何か物語れといふことであるが、同君が司法官として如何なる功勞あるか、又如何なる思想を以て居られたかといふ如きは、實は自分より能くこれを熟知して居る方方もあらうから、自分は他の方面のことを話さうと思ふのである、實は自分と伊藤君と相知るに至つたのは、余程古いことで、丁度一橋に英語学校といふのがあつて、それへ入学した時知り合ひと為つたのである。其時穂積八束、佐藤佐保、内村鑑三、新渡戸稻造杯いふ諸君が同級であつた。当時新渡戸内村の両君は卒業の後北海道の農学校へ行かれたのであるが、彼の学

校は外国人が主力と為つて居つた為めか、両君共大分に基督教を研究され、殊に内村君は、今日其方の大家と為つて居られるのである

○所が、自分や伊藤君及び穂積君は、東京大学に入り、爾來常に此両君に接して居つたが、大学の寄宿に居る頃自分は能く伊藤君の自宅を訪問したもので、従て同君の養父であられた退藏氏に面会したことが度度あつた。此人は元來維新の際に於ける勤王家であつて、当時は東京で某役所に出仕して居られたのだが、伊藤君は此父君の感化を受けたこと大なりしものと思はれるのである。今から思ふと、其両者の志尚、趣味、性行等が頗る似て居つたからである

○それで想起すが、当時日本に通俗講演会といふものが開始されて、何んでも菊池（大麓）、江木、戸山等の諸氏が大部講演を遣られたのであつた。これは実に我国通俗講演の鼻祖とも謂ふべきものであつた。其講演会へ米国人であつて而も独逸風の学問をして居たヘノロサといふ人が出演したことがある。此人は大学に於ける吾吾の先生ではあるし、自分は伊藤君と共に之を聴きに往つた。所が此外人は不思議な人で、日本の古代画を論題として、独逸流の美学の知識を以て批評を加へ、盛に日本の古画を称揚して居たので、誠に意外に思つたのである。当時我邦人は欧化熱に侵されて居つて、日本の古画などに著眼する者は一人もなく、何んでも退藏氏の嘶に依ると、国元の友人から少しばかりの金を送つて、これで書画を買入れて呉れと頼まれ、買入れた所がつづらに一杯も買へたといふ程、人の之を顧

みるものがなかつた時代で、其時に当り、外人たるヘノロサ先生は、日本の古画を称讚して止まなかつたのである。吾吾は帰途伊藤君の自宅へ立ち寄つて、今日は通俗講演会で、外人が日本の古画を称讚した旨を退藏氏に物語つたのである。所が退藏氏は元來書画や骨董に深甚の趣味を持つて居られた故に、大に此話を聞いて欣び、ヘノロサの具眼を稱して居られた。此一事でも明かなる如く、退藏氏は日本固有の特長を尚び、之を維持し發達させ度いといふ考へを常に持つて居り、維新の際も大に勤王論を唱へたのである。此父君の性格がどうもそっくり伊藤君に伝はつたものと見えるのである。同君は固より西洋の学問をしたのであるけれども我國粹の發揮といふことは彼れが一生を貫く根本精神であつたのだ

○同君は其趣味に於ても、亦総て我国固有の趣味から脱することがなかつたのであつて、勤務上洋服は著たけれども、其家庭に往つて見ると、一切日本式のものばかりで、西洋臭いものは一つもなかつた。斯の如きは、彼の趣味ばかりでなく、彼の思想が即ちそういう状態であつたのである

○自分は大学で伊藤君と同じく法律を学んだのであるが、卒業後同君は司法部に入り、自分は行政部に入り公法が専門となり、留学を命ぜられたこともあつて、自然兩人の間専門を異にするごとと為り、相会しても、自然と司法上の話は話頭に上らなかつた。唯逢ふ毎に話したのは、唯一般の思想界のことや、美術其他の点に止まつて居た。自分も内務省神社局に居つた関係から、これ等のことに付ては、能く話し合つたのである。尤も伊

藤君も憲法に付ては常に論ぜられ、国体のことについては始終話題と為つたのである。同君は穂積君の憲法論には、満腔の熱誠を以て賛同して居られた

○伊藤君は、常にどうも日本のことを西洋思想で論ずるのは善くないと主張し、或時言ふことに或者が三種の神器は皇室の財産であらうかといふことを問題として居つたが、我國体に密接の關係ある神器を財産視するやうな思想に、國民がなつて来るのは、返す返すも遺憾であると。以て彼の思想の如何を窺ふことが出来るのである。同君が司法の實際に於て、其思想を實現し得たかどうか門外の自分には分からぬけれども、彼の著眼が此の如き以上は、自ら日常の事務の上にも現はれたことであらうと察せられる

○同君は休職と為つて自由の身となり、益々自家の理想を實行するやうに見受けられた。子弟の爲めに自宅に擊劍道場を造り、隣人の子弟にも自由に之を使はせたのである。又一方に於ては、我國固有の思想を研究する方面に進み、或時から国学者や神道家に就いて調べられ、我思想界の混乱を始めた時であるが、大に之を憂へて、彼の川面氏の古典攷究会に力を藉して、大に其發展を助けたのである。所が近年殊に国学を研究した大家がなくなり、唯宮内省掌典部の宮地嚴夫氏ばかりといふやうな有様であつたが、自分が此人を伊藤君に紹介し、伊藤君は度度斯人に面会されたやうだが、或時同君は宮地氏始め古典攷究会其他の人人を自宅に会合させ、斯道の發揚に尽すあらんとしたこともあつた位である。然るに不幸なことには其頃病氣が出で、右

の会は一回で止んだのである。病中自分は度度往訪して面会したが、其度毎に此思想問題に付ては、大に共に語り、病の身に在るを覚えざるの概があつた。惟ふに今日は戦後我思想界は愈々險惡の徵候を現はして来たので、伊藤君が多年慷慨されて来たことは、誠に尤もの次第と謂はねばならぬのである

○我國の憲法は伊藤公爵が大に苦心されて、先づ我國体を根本として各文明國の先例を交へ、兎に角我國情に適當したものであつて、我学者も穂積君始め其点に著眼して解釈する者のあるのは誠に悦ばしいことである。然るに私法の方面は如何といふと、条約改正の爲め急に作成した法典で、其我國の實際に適合せぬ点あることは疑ないことであらう。此事を以て一日伊藤君に質すと、同君は云く、誠にそうである、實に不都合の点が鮮からずある。第一義務本位を棄てて權利本位を立てた如き、根本的の誤りではなからうか。此点からいふと吾吾が嘗て反対した旧民法の方が仏法典に倣つた丈け義務本位で中面白い点もあつたのである。どうかして私法中我民情國体に適當せぬ箇所は、追追と改良せねばならぬと。其後暫くして面会すると、實は先達の問題に付て、自分に多少腹案が出来たから、誰れかに筆記してもらい度いものであると謂つた。自分も大に之に賛成したのであるが、嗚呼思へばそれは昨年八月頃のことであつたのである。其後は支障あつて久しく逢へなかつたが、右の事は遂に成らずして了つたので、誠に残念至極である。どうか中央大学の方方に依つて伊藤君の思想が、天下に永く發揚せらるることとならば、誠に國家の惠福であると信するのである

○アア学士といふのは自分達の之を得た頃は、学位であつたかといふお尋ねですか？左様其事に付ては、伊藤君も時時戯れに、自分達の学位は、既に人に忘れられたものであるとて、互に笑つたことであるが、当時は全く学位であつたので、先達移転の際筐底から出た証書に依ると次のやうなものである

○○○○○法学科ヲ修メ定期ヲ歴テ其業ヲ卒ヘ考試咸完シ乃チ予カ掌ル所ノ権ニ抛リ授クルニ法学士ノ位ヲ以テス爾後優待令名ノ此位ニ属セル者ハ永ク汝ノ享有ニ帰セン因テ東京大学ノ印ヲ鈴シ予ノ名ヲ署シテ以テ之ヲ証ス

明治十六年十月二十七日

東京大学総理正五位勲三等加藤弘之 印

東京大学総理加藤弘之ノ申稟ヲ領シ証スルニ予ノ名ヲ以テス

文部卿正四位勲一等福岡孝悌 印

記者は尚ほ故先生の事に関聯して、種種思想問題に付き御高説を拝聴し、又一二自家の所見も披瀝して談思はず数刻に亘り、他日の示教を約して匆匆辞し去つたのは一月二十八日午後三時を過ぎた頃であつた。因に以上馬場斯波両先生の談話に記者が之を記憶に任せて筆録したのみで其校訂を請ふ違なく、其儘茲に掲げたので、誤記の責は一に記者にあるのである（記者又識）